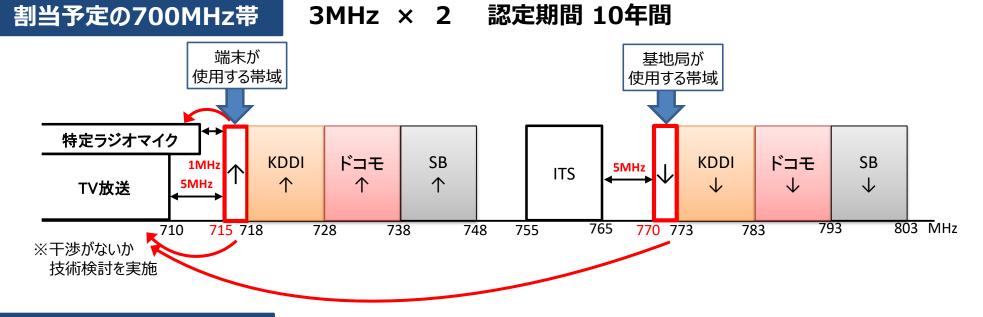


700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案について

令 和 5 年 6 月 移 動 通 信 課

- 700MHz帯は、広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」であり、携帯電話への割当てに向けて、情報通信審議会において、既存システム(地上デジタル放送・特定ラジオマイク)との共用条件 (例 受信障害対策) を検討※。
 - ※ 令和4年11月から検討を開始し、令和5年5月2日から6月5日までの間、共用条件に関する報告書案のパブコメを実施
- 6月21日の情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、700MHz帯の周波数割当てに向けて、 6月22日から7月21日までの間、開設指針案のパブリックコメントを実施。



主な共用条件

- 地上デジタル放送の受信障害対策【フィルタ挿入等の工事】 基地局を稠密に開設するエリア設計
- 携帯電話端末の送信電力制御 基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置等

エリア展開	基準 ①	認定から 10年後までに、各総合通信局管区で人口カバー率を80%以上 とする計画を有すること			
	2	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること [※]			
設備	3	特定基地局の運用に必要な電 気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること [※] ※「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年度版)」(令和3年7月7日サイバーセキュリティ 戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。			
周波数の 経済的価値	4	特定基地局開設料の金額が「(281.3 - 0.0114 × a*) ÷ 10 ÷ 2 億円 / 年」以上であること(ただし、最低額は 1 億円) ※ 開設計画に記載する特定基地局の数			
財務	(5)	設備投資等に 必要な資金調達の計画 及び 認定の有効期間(10年間)の満了までに単年度黒字 を達成する収支計画を有すること			
コンプ ライアンス	6	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。 のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること			
サービス・	7	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること			
ע־בא	8	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること			
	9	700MHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること			
	10				
	(1)				
混信 対策	12	地上デジタル放送や特定ラジオマイクに混信を与えるおそれがあるエリアに関し、基地局を 稠密に開設するエリア設計 を行う計画を有すること			
	(13)	陸上移動中継局に関し、地上デジタル放送の受信設備や特定ラジオマイクとの 離隔距離を確保 し、 送信フィルタを挿入 する計画を有すること			
	14	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	(15)	基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置 を行う計画や、 必要な対策を講じる体制を構築 する計画を有すること			
	16	同一グループ の企業 から複数の申請がない こと			

割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと

その他

比較審査基準の審査項目と配点(案)

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
I エリア 展開	Α	認定から10年後における全国の特定基地局の開設数がより多いこと	28点	1 2点
	В	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと		1 2点
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと		4点
II 公平性	D	いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと	2 4点	2 4点
Ⅲ 周波数の 経済的価値	E 特定基地局開設料の金額がより大きいこと		2 4点	2 4点
IV 高度化	F	3 MHz幅の 5 G・CA利用 に関する 国際標準化提案 を行うこと	2 4点	1 2点
	G	高周波数帯(sub6・ミリ波)と組み合わせた整備をより行うこと		1 2点

以下、基準 A~Gを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	Н	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	4点	4点
-----	---	---	----	----

比較審査基準及び評価の判定方法(案)

カテゴリ	審査項目		判定方法	
	А	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	10年後の全国の特定基地局数を三桁単位まで比較評価	
I	В	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の人口カバー率を一桁単位まで比較評価	
	С	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の <u>道路(国道・高速道路)カバー率を一桁単位まで比</u> <u>較評価</u>	
П	D	いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと	申請者がいわゆるプラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点。割当てを受けている場合は配点なし(0点)。	
Ш	Е	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	特定基地局開設料の額(一億円単位で記載)と絶対審査基準の額と の「差」を比較評価	
	F	3 MHz幅の 5 G・CA利用に関する国際標準化提案 を行うこと	3 MHz幅の5 G・CA利用に関する国際標準化提案を行うか否かを評価。 ただし、国際標準化提案を行わない者については、配点なし(0点)。	
IV	G	高周波数帯(sub6・ミリ波)と組み合わせた整備をより行うこと	高周波数帯(sub6・ミリ波)と組み合わせた具体的な整備計画を有していること。当該計画を有している場合は、10年後の全国の高周波数帯の基地局数を三桁単位まで比較評価。当該計画を有していない場合は、配点なし(0点)。	
以下、基準 A ~Gを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施				
その他	Н	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の <u>面積カバー率</u> を <u>優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価</u> 。	

○ 比較審査の配点方式は、以下のとおりとする。

A~C、E及びH : 等分配点方式

D : いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点、

割当てを受けている場合は0点

・ F : 計画を有している場合は最高点、有していない場合は 0 点

・ G : 計画を有している場合は等分配点方式。有していない場合は 0 点

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y)×(n-1)/n、3位は最高点(y)×(n-2)/n・・・と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位	
7.占	v× n - 1	5 v × n - 2 5	~
y 点	ly n ,	[x× 点	

	最下位		
,		1	一点
	y×-	n	一川

例)申請者数4、最高点が16点の場合 1位から順に、16点、12点、8点、4点